

宇都宮市 建設部 技術監理課

指導事項等	協議事項
・周辺交通に支障が生じた場合には、関係する道路管理者や交通管理者と協議を行い、指針に基づく必要駐車台数の確保を含めた対策の検討をお願いします。	・駐車場減少後、周辺道路に想定以上の渋滞や交通安全の問題が発生した場合には、関係する道路管理者や交通管理者と協議を行い、適切な対応を実施いたします。 (協議日：令和7年9月12日)

宇都宮市 建設部 道路管理課

指導事項等	協議事項
・市道からの出入口等（乗り入れ、掘削等を含む。）の工事を施行する場合は、「道路工事施工承認申請書」が必要となりますので、事前に協議してください。（道路法第24条） ・今後の土地利用に伴い、道路を損傷若しくは汚損した場合又は道路の補強等道路の構造の現状を変更する必要を生じさせた場合は、必要を生じた道路に関する工事又は道路の維持を原因者により工事を施行してください。（道路法第22条） ・他の工事又は他の行為により必要を生じた道路に関する工事又は道路の維持の費用については、その必要を生じさせた限度において、原因者によりその全部又は一部を負担してください。（道路法第58条） ・道路に工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用する場合は、「道路占用許可申請書」が必要となりますので、事前に協議してください。（道路法第32条） ・当該地北側に接する主要地方道宇都宮・向田線については、宇都宮土木事務所と協議してください。	今回の変更計画は、駐車台数の減少であり、道路からの出入口の変更はなく、道路等の工事等の予定はありません。今後、出入口変更等の工事が発生する場合には、事前に協議を行い、必要な手続きを行います。 道路を損傷若しくは汚損することがないように配慮した走行に努め、損傷若しくは汚損した場合には、必要に応じて工事又は道路の維持を行います。 (協議日：令和7年9月12日)

宇都宮市 環境部 環境保全課 指導事項なし

栃木県 交通政策課

指導事項等	協議事項
・変更手続き終了後、周辺道路に想定以上の渋滞や交通安全の問題が発生した場合には、関係する道路管理者や交通管理者と協議を行い、必要な対応をお願いします。	・変更手続き終了後、周辺道路に想定以上の渋滞や交通安全の問題が発生した場合には、関係する道路管理者や交通管理者と協議を行い、適切な対応を実施いたします。 (協議日：令和7年9月17日)

栃木県 経営支援課

指導事項等	協議事項
・繁忙期等混雑が予想されるときには、従業員用駐車場を来客用駐車場として利用する等の配慮をお願いいたします。	・繁忙期等混雑が予想される場合には、従業員用駐車場を来客用駐車場として活用するようにいたします。 (協議日：令和7年9月12日)

栃木県 道路整備課 道路法第十五条（都道府県道の管理）のうち、新設、改築の観点から意見なし

栃木県 道路保全課 指導事項なし

栃木県警察本部 交通規制課 指導事項なし